

05

第14号様式
(その1)

収 支 報 告 書

令和 5 年 分

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) けいじ こうせんかゐ
1 政治団体の名称 こくた恵ニ 後援会

2 主たる事務所の所在地 京都市中京区丸太町新町角大炊町
186

3 代表者の氏名 穀田 恵ニ

4 会計責任者の氏名 永戸 辰夫

事務担当者

(氏名) 永戸 辰夫

(電話) 075-211-5371

(氏名)

(電話)



政治団体の区分

- ☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等
☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体

の届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の種類

公職の候補者
の氏名衆議院議員
穀田 恵ニ

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(注) 報告対象年の途中で資金管理団体の指定又は取消をした場合のみ記入

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(注) 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当又は非該当となった場合のみ記入

1 報告書作成に当たっては、「収支報告書記載要領」を参照してください。

2 提出に当たっては、記載のない用紙をはずし、提出部数ごとにとじ直してください。

2131

101790

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額			十億			百万			千			円
(前年からの繰越額)												
(本年の収入額)												
支 出 総 額												
翌 年 へ の 繰 越 額												

(注) 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認の上、記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額			十億			百万			千			円
員 数												人

(注) 「員数」は負担した実人員を記載してください。

(2) 寄 附												
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額										備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			十億			百万			千		円	
(うち特定寄附)												
(イ) 法人その他の団体からの寄附												
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附												
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))												
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)												
イ 政 党 匿 名 寄 附												
合 計 (ア + イ)												

(注) ・「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。
・「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」は「小計」の内書を記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目	金 額										備 考
			十億		百万			千		円	
1 経常経費											
(1) 人件費										0	
(2) 光熱水費										0	
(3) 備品・消耗品費										0	
(4) 事務所費										0	
小 計										0	
2 政治活動費											
(1) 組織活動費										0	
(2) 選挙関係費										0	
(3) 機関紙誌の発行 (ア+イ+ウ+エ) その他の事業費								6	5	210	
ア 機関紙誌の発行事業費										0	
イ 宣伝事業費								6	5	210	
ウ 政治資金パーティー開催事業費										0	
エ その他の事業費										0	
(4) 調査研究費										0	
(5) 寄附・交付金										0	
(6) その他の経費										0	
小 計								6	5	210	
合 計								6	5	210	

この欄には、ア・イ・ウ・エの合計額を記載してください。

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載してください。併せて(その16)の添付が必要です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分		宣伝事業費 (ゼラ作成費)			
支出の目的	金 額							年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
印刷費			百万	6	5	2	1	0	円	5.10.14	株式会社フロッグ	向時森本町野子田3-1	
この頁の小計				6	5	2	1	0					
その他の支出								0					
合 計				6	5	2	1	0					

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

◀ (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注) ・「□」内には、該当するものに「✓」を記入し、該当資産等がある場合は資産等の項目ごとに様式(その18)に必要事項を記載してください。

・すべての項目に該当がない場合も必ず本様式は提出してください。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1 領 収 書 等 の 写 し

2 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5 月 31 日

政治団体の名称

こくた恵ニ後援会

会計責任者の氏名

永戸辰夫 (印)

※ 解散する年のみ

代 表 者 の 氏 名

(印)

(注1) 会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示をしてください。ただし、会計責任者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではありません。

(注2) 政治団体の解散に伴う報告書の場合は会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではありません。

政治資金監査報告書

令和6年5月30日

こくた恵二後援会

代表 穀田 恵二 殿

登録政治資金監査人 登録番号 第3713号

山本 保



研修修了年月日 平成22年7月9日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、こくた恵二後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、こくた恵二後援会の主たる事務所において行った。

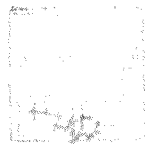
2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

令和6年12月19日(親)より訂正
本ページ削除





令和6年12月19日 願により訂正
本ページ削除 印



(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されている。

3 業務制限

こくた恵二後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、こくた恵二後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上



令和6年12月19日 親により訂正
本ページ削除 (印)

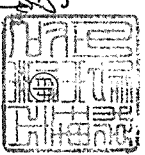
政治資金監査報告書

令和6年5月30日

こくた恵二後援会

代表 穀田 恵二 殿

登録政治資金監査人 *木村 保*
登録番号 第3713号
研修修了年月日 平成22年7月9日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、こくた恵二後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、こくた恵二後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

令和6年12月19日 厚巻いより訂正
本ページ追加 (印)



令和6年12月19日 原籍により訂正
本 No. 311 追加

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

こくた恵二後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、こくた恵二後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

令和6年12月19日 原簿により訂正
本バーン追カロ 永田